

令和3年（2021年）3月

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長

緊急事態宣言の解除に伴う出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、令和3年1月に「緊急事態宣言の発令に伴う出席停止の扱いについて」にてお示ししてきたところですが、令和3年2月末日をもって兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が解除されました。

これを受け、本市では、市内や県下及び近隣他府県の感染状況や県の方針等を踏まえ、出席停止の扱いについて、3月7日までは緊急事態宣言中の対応を継続し、3月8日より、下記のとおり変更することといたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、3月8日以降については下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

<出席停止扱いとするもの（3月8日より）>

（1）園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします

（2）園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします

（3）園児児童生徒が検査（PCR・抗原）を受診する場合

※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

（4）園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

（5）同居者が以下の①から③の理由で検査（PCR・抗原）を受診する場合

①濃厚接触者に特定されたため

②保健所又は医師の指示を受けたため

③発熱や風邪症状等があったため

※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします

※ 「職場等の方針による検査」、「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要としますので、まずは在籍する学校園にご相談ください。